

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和6年3月5日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年8月2日
	訪問調査日	令和5年12月5日
	評価結果の確定日	令和6年2月20日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	児童養護施設 子供の家三美園	種別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 福岡 智彦	開設年月日	昭和25年10月1日		
設置主体	社会福祉法人広島県同胞援護財団	定員	76人	利用者数	48人(10/1現在)
所在地	〒722-0215 広島県尾道市美ノ郷町三成20372番5				
電話番号	0848-48-0045	FAX番号	0848-48-0969		
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/intro/child/sanbien01/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業:児童養護施設	毎月:避難訓練, 誕生日外食, 身体測定
○児童心理治療施設	クリスマス会, わいわいこどもまつり, 臨海
○第二種社会福祉事業:児童家庭支援センター	招待行事(サッカー, 野球), 卒業祝い, 家庭行事
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 41 室	○食堂 8か所 ○トイレ 8か所
・居室内訳(1人部屋) 25 室	○キッチン 8か所 ○洗面所 8か所
(2人部屋) 16 室	○浴室 8か所 ○相談室 12か所
	○学習室 1か所 ○会議室 1か所
	○集会室 1か所 ○事務室 1か所
	○心理療法室 2か所 ○医務室 1か所
	○宿直室 6か所 ○静養室 4か所

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	個別対応職員	1人(1人)
保育士	3人(3人)	栄養士	1人(1人)
児童指導員	14人(14人)	小規模グループケア担当職員	6人(6人)
心理療法担当職員	2人(1人)	看護師	1人(1人)
家庭支援専門相談員	2人(2人)	嘱託医	1人(0人)
里親支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

子供の家三美園は、広島県内で高齢者、障害者、児童、保育、母子と多分野にわたる福祉サービスを行う社会福祉法人広島県同胞援護財団が尾道市北部で運営する児童養護施設です。昭和25年10月1日に、ハワイ在住の広島県出身者(同胞)による救済資金の寄贈を受け、当時の美ノ郷村(現尾道市美ノ郷町)に、広島県東部の児童養護施設の先駆けとして設立され、70年以上の歴史を誇ります。現在では、同地域に児童家庭支援センターと児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設も開設し、各施設・事業所が連携しながら、多様な児童福祉サービスを提供されています。

子どもは、男女別に中舎、2つの小グループの家庭(ユニット)に分かれ、家庭的な雰囲気の中で生活しています。安全委員会やリービングケアの取り組みなど、施設の基本方針である「様々な事情により家族と離れて暮らす子どもに安心・安全な生活環境と支援を提供する」ことを体現化されています。

福祉サービス第三者評価は定期的を受審されています。今回は施設長が中心に自己評価を実施されましたが、今回は、管理運営編は中堅・ベテラン層、サービス編は経験年数の浅い職員の意見を中心に自己評価を実施することで、施設での取り組み状況や課題などを多面的に把握する機会とされていました。

◎特に評価の高い点

(1)法人理念「真心、信頼、安心」と基本方針「どうえんの職員行動規範」を、手のひらサイズにまとめた「理念ハンドブック」が全職員に配布されています。また、理事長自らが新入職員に理念研修を行うほか、毎年度、全職員を対象に経営方針の説明も行われています。法人理念・基本方針は、全職場で毎朝唱和し、浸透が図られています。加えて施設では、法人理念を具現化するため、職員との協議を経て独自の基本方針「良き家庭の取り組みについて」が作成され、それを基本とした支援が行われています。(管理運営編 No.1:理念・基本方針の確立)

(2)施設では職員の質の向上、とりわけ職員間のコミュニケーションの向上に注力されており、施設独自の取り組みとして、会議の際に職員同士が相手に向けてポジティブメッセージを送り合う「ほっとハットミーティング」を行うほか、各職員がアサーションを学び職場内で実践するなど、職員のモチベーションの向上にも繋げておられます。(管理運営編 No.11:職員の質の向上に向けた体制)

(3)災害時に備え、栄養士が中心となり、1週間程度の食料等を備蓄しておられます。西日本豪雨災害を教訓に、栄養士が不在でも食事が提供できるように、1週間分の非常時献立表を作成して献立毎に備蓄品が棚に整理され、備蓄品は購入年と消費賞味期限、入替のタイミングが一目でわかる一覧表にまとめられていました。

(サービス編 No.3:防災対策)

(4)毎月、季節や行事食が楽しめるよう献立を工夫したり、各家庭(ユニット)でたこ焼きや鍋など、子どもと一緒に調理する機会を設け、食事面でもより家庭的な支援ができるよう取り組まれています。(サービス編 No.8:食事)

(5)施設内には、大小2つの心理療法室を設け、また、施設専任の心理療法士を2人配置し、心理的な支援を必要とする子どもへの心理支援プログラムを実施されています。毎月の会議で子どもの状況を心理療法士と共有し、日常的な生活でも継続した支援ができるよう取り組まれています。(サービス編 No.21:メンタルヘルス)

◎特に改善を求められる点

(1)ボランティアの受け入れマニュアルが整備されていませんでした。ボランティア受け入れ票を作成して注意点を説明し、活動後は感想なども聴き取られていますので、あらかじめ受け入れの流れを手順書としてまとめ、どの職員でも対応できるよう組織的に取り組まれることを提案します。また、これまでも多くのボランティアを受け入れておられますので、更なる活性化に向けてボランティア同士の情報交換会なども今後検討されてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(2)法人の個人情報保護規程の中に、情報開示や記録の保管期間などの規程を定めておられますが、施設としての対応方法は明文化されていませんでした。児童養護施設の特長として、保護者等から開示を求められた場合でも情報の取り扱いには慎重に対応する必要があるからこそ、より適切かつ迅速に対応できるよう、記録の開示範囲や条件、留意点のほか責任者を明確にした手順書等を子ども家庭センターと相談しながら作成し、職員にも周知されてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.28:記録の管理と開示)

(3)設備やマニュアルの整備など、不審者への備えはされていますが、前回受審時から引き続き不審者対応訓練が実施されていませんでした。実際に施設内で不審者が見られた事例もあったとのことでしたので、警察や警備会社と連携し、不審者侵入を想定した訓練の実施を提案します。(サービス編 No.4:不審者対策)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、福祉サービス第三者評価を受審し、日々の業務における課題の発見や問題意識を共有化することができました。また、提供する福祉サービスに関する評価を受けることで、現状を把握することができ改善すべき課題や問題を明らかにすることができました。この度の受審結果をうけて、福祉サービスの更なる向上を職員一人ひとりが当事者意識を高め、ご利用者の方へ、上質なサービスが提供できるよう努めてまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人理念と基本方針、職員行動規範を手のひらサイズにまとめた「理念ハンドブック」が全職員に配布されており、毎朝、それらの唱和が行われています。また、入職時には理事長が直接、理念研修を行うなど法人をあげて理念等の浸透が図られています。施設としても法人理念に沿った独自の基本方針を作成し、それを基本とした支援が行われています。また、これらの理念等は、施設内への掲示のほか広報誌やホームページ等に掲載して、広く周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	「社会的養護推進計画」に沿って、数年先を見越した施設の小規模かつ地域分散化などを計画するとともに、法人として有給休暇取得促進や所定外労働時間の削減目標なども、3か年の「行動計画」に示しワークライフバランスの取れた就業環境の整備にも取り組まれています。 事業計画は、前年度の目標の達成状況を踏まえ、子どもや職員の意見を反映して策定されており、施設としての具体的な数値目標を示した部門目標と、目標達成のための手順や取り組み内容、さらにはそのスケジュールも明示されています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長は、管理規程や職務分掌で明文化された自らの役割に基づき、各種会議や研修などにも積極的に参加し、得られた情報や法改正の動向等についても職員全体会議で伝えるなどリーダーシップを発揮されています。また、業務改善会議を設け、業務の負担軽減に向けた課題を抽出し、スマートフォンの導入による職員同士の迅速な情報共有の検討など業務改善や効率化にも積極的に取り組まれています。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	広島県児童養護施設協議会などの会議や研修への参加や、同法人が運営する「児童家庭支援センターまごころ」を通して、社会福祉の動向や地域の養育支援に関する地域ニーズの把握にも努めておられます。 利用率や定員充足率などを把握して経営状況を分析し、電気使用量や物品のコスト削減にも取り組み、事業計画に明記したサービス活動収益の目標値を達成すべく、コストを意識した経営に取り組まれています。経営状況や改善すべき課題については、必要に応じて職員に周知し、改善を働きかけておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	年度末には次年度に向けて組織図を作成し、必要な人材の確保、職員体制に関するプランを示されています。法人で策定した「人事制度ガイドブック」を職員に配布して、人事考課の目的やスキルアップの仕組みを周知するとともに、年に2回の人事考課を実施して目標達成状況を確認されています。 職員の有給休暇の取得率や時間外労働の状況を毎月データ化し、超過勤務の多い職員は毎月自らが原因分析を行うなど、就業状況の確認と改善に取り組まれています。また、定期的に家庭(ユニット)単位、新人やリーダークラスなど経験年数別にランチミーティングやお茶会を開催して情報共有するとともに、職員同士の横の繋がりを大切にされています。 職員研修では、個々に応じたカリキュラムが作成され、年間を通じて施設内外の様々な研修に参加し、新人研修やOJTも実施されているほか、資格取得祝い金制度など職員の資格取得も支援されています。また施設では職員間のコミュニケーションの向上に注力されており、施設独自の取り組みとして、会議の際に職員同士が相手に向けてポジティブメッセージを送り合う「ほっとハットミーティング」を行うほか、各職員がアサーションを学び職場内で実践するなど、職員のモチベーションの向上にも繋げておられます。 実習生の受け入れでは、マニュアルを整備し、受け入れの流れや学生への対応方法、プログラムなどを明文化し、社会福祉士や保育士予定者を年間を通じて多数受け入れ、就職にも繋げておられます。また、実習生の意見を取り入れて、それまで断続的だった実習時間を、職員の勤務時間と同じ(継続)にするなど学生の負担を軽減して実習に参加しやすいプログラムへの見直しもされており、人材確保に向けた努力をされています。

2 組織の運営管理	(3)安全管理 自己評価:N0.13	地震や火災、事故などリスク別の危機管理マニュアル、連絡体制を整備し、対応手順を職員に周知しておられます。 毎月の会議で、1か月間のヒヤリハット、事故に関する報告を行い、職員に周知するとともに、再発防止や改善策を検討されています。
	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	各家庭毎に玄関が設けられ、台所と居間を囲んで、居室やトイレ・洗面所、浴室が配置され、家庭的な雰囲気の中で子どもは生活しています。施設内には、中庭や運動場、多目的ホールが設けられ、十分な活動スペースが確保されています。各家庭に応援要請ボタンを設置したり、1階と2階の宿直室を螺旋階段で結ぶなど、職員同士が連携して支援できる環境にも配慮されています。また、清掃は、毎日、各家庭の職員が実施しており、施設内は清潔に保たれていました。 ◎毎月清掃状況を確認されていましたが、毎日の確認は行われていませんでした。清掃の実施状況がわかるように清掃のチェック表を作成し、交代勤務で引き継いだ職員が確認するなど、清掃の実施状況を複数の職員で確認する体制を検討されてはいかがでしょうか。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	地域で行われる行事に積極的に参加し、学校とも連携しながら意見交換が行われています。以前は、多目的ホールを地域に貸し出すなど、積極的に地域住民と関わられていましたが、コロナ禍で中断され、現在は、学習指導のボランティアの受け入れを少しずつ再開しておられます。 ◎ボランティアの受け入れマニュアルが整備されていませんでした。受け入れ票を作成して注意点を説明し、活動後には感想なども聴き取られていますので、あらかじめ受け入れの流れを手順書としてまとめ、どの職員でも対応できるよう組織的に取り組まれることを提案します。また、多くのボランティアを受け入れておられますので、更なる活性化に向けてボランティア同士の情報交換会なども、今後検討されてはいかがでしょうか。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	要保護児童対策地域協議会や広島県児童養護施設協議会の会議等に参加し、制度に関する意見や意向を集約するとともに、児童家庭支援センターなど関連事業所などを通して把握した情報を、適宜提示されています。 財務諸表については、法人の開示規程に基づき、ホームページ等で公開されています。法人が発行する機関誌にも、収益と費用を円グラフでわかりやすくまとめて掲載されており、経営状況を周知されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	子ども一人ひとりを尊重する支援については、理念ハンドブックに明文化し、職員の支援の基本とされています。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(全国児童養護施設協議会)を活用し、職員は定期的に自己評価を行い、子どもを尊重した関わりについて振り返る機会を持っています。子どものプライバシー保護については、入職時の説明と職員研修を通して周知されています。プライバシーに配慮した個別の面接室も複数整備されています。 子どもから定期的に要望や改善点などを聴き取るアンケートや、個別の面談、家庭集会、小・中・高校生別の「子ども集会」の実施など、多様な方法で子どもの意見を聴き取られています。また、子どもに「オレンジノート(子どもの権利ノート)」を渡して相談方法を伝えたり、公衆電話ボックス内に意見箱を設置するなど、子どもが意見を述べやすい環境整備も工夫されています。 苦情解決の流れは施設内に掲示されるとともに、広報誌にも掲載して、子どもだけではなく保護者等にも周知されています。保護者や地域から意見や苦情を受けた場合の対応手順もマニュアルとして整備され、対応した内容については、全職員に周知される仕組みになっています。 ◎第三者委員との関わりが、苦情発生時に限られていました。第三者委員による施設見学や行事への招待を実施して、日ごろから子どもたちや施設の様子を理解してもらい、苦情発生時の円滑な対応に繋げてはいかがでしょうか。

3 適切な 養育・ 支援の 実施	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	<p>支援に関するマニュアルは「処遇」、「危機管理」、「看護・栄養」の3つの部門に分け、健康管理や衛生管理、災害対応など細かな場面ごとに策定されています。毎月「マニュアル会議」を開催し、マニュアルの見直しや修正を行い、修正内容は職員全体会議で周知されています。</p> <p>子どもの記録は、一人ひとりの日々の記録や自立支援計画などを整理してケースファイルで管理し、朝会や適宜カンファレンスを通して共有されています。全職員が同じ様式で入力できるように記録のマニュアルも策定されています</p> <p>◎法人の個人情報保護規程の中に、情報開示や記録の保管期間などの規程を定めておられますが、施設としての対応方法は明文化されていませんでした。児童養護施設の特長として、保護者等から開示を求められた場合でも情報の取り扱いには慎重に対応する必要があるからこそ、より適切かつ迅速に対応できるよう、記録の開示範囲や条件、留意点のほか責任者を明確にした手順書等をこども家庭センターと相談しながら作成し、職員にも周知されてはいかがでしょうか。</p>
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	<p>施設のホームページやパンフレットで、施設の様子や特徴を紹介されています。子どもや保護者向けの「三美園だより」や施設を退所した子どもや地域向けの「後援会だより」を発行し、子どもの様子や施設の取り組みを発信されています。子どもや保護者のみならず、地域の関係機関等への見学希望にも対応されています。</p> <p>入所時には、こども家庭センターと連携し、施設の説明が行われています。保護者向けに、面会・外出・外泊の案内や施設への持ち込み禁止リストなどを作成し、施設での生活を説明しておられます。</p> <p>退所時には、こども家庭センターと連携して対応し、措置変更等の場合は、申し送り書を作成して、子どもへの支援の継続性に配慮されています。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	2階建ての建物の1階が男子、2階が女子の生活スペースとなっており、男女共に、中舎と2つの小規模グループの家庭(ユニット)に分かれています。各家庭は、台所とリビング、キッチンを中心に、居室が配置されています。居室は、小学生までは2～3人部屋、中学生以上は個室となっており、居室は家具や小物を自由に配置し、子ども一人ひとりの空間を確保されています。玄関の扉や家具の角には怪我防止クッションを取り付けるなど、安全面にも配慮されています。 季節に合わせて花壇の花の植え替えをしたり、訪問時にはクリスマスツリーが飾られ、季節の移り変わりが感じられるような環境作りに努めておられます。清掃は、毎日各家庭の職員が実施し、施設内は清潔に保たれていました。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	地震や火災、断水等の発生に備え、対応手順やフローチャートを「危機管理マニュアル」として策定し、随時見直しが行われています。また、子どもにも、地震が発生した時の対応方法をイラストでわかりやすく掲示して周知し、毎月、各種災害を想定した避難訓練も実施しておられます。災害時に備え、栄養士が中心となり、1週間程度の食料等を備蓄しておられます。西日本豪雨災害を教訓に、栄養士が不在でも食事が提供できるように、1週間分の非常時献立表を作成して献立毎に備蓄品が棚に整理され、備蓄品は購入年と消費賞味期限、入れ替えのタイミングが一目でわかる一覧表にまとめられていました。 施設内外に防犯カメラを設置し、事務所や宿直室のモニターで確認されています。窓への防犯センサーの設置や警備会社の通報システムも導入し、不審者に備えておられます。不審者対応マニュアルも策定し、対応手順は各家庭の職員室にも掲示されています。 ◎設備やマニュアルなど、不審者への備えはされていますが、前回受審時から引き続き不審者対応訓練が実施されていませんでした。実際に施設内で不審者が見られた事例もあったとのことでしたので、警察や警備会社と連携し、不審者侵入を想定した訓練の実施を提案します。
2 日常生活の中の支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は、記録システムで策定されています。策定時には、日常生活の中で生活の様子や困りごとを確認し、児童の意見を聴き、アセスメントシートを活用して子どもの課題を明らかにし、こども家庭センターと連携し、保護者の状況なども自立支援計画に反映されています。自立支援計画の評価・見直しは、前期・後期で行われていますが、状況に応じて随時実施されています。作成した自立支援計画は、子ども一人ひとりのケースファイルに保管し、施設された場所に適切に保管されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	食事は、食事時間に合わせて調理室で調理されたものが各家庭に運ばれ、温かい状態で提供されています。毎月、季節や行事食が楽しめるよう献立を工夫したり、各家庭でたこ焼きや鍋など、子どもと一緒に調理する機会を設け、食事面でもより家庭的な支援ができるよう取り組まれています。アレルギーの子どもには、アレルギー検査を実施し、看護師とも連携して、アレルギーに対応した食事が提供されています。 就寝時間が同じ子どもを同室にし、低年齢の子どもは寝かせつけを行うなど、子どもが安心して眠れる環境に配慮しておられます。寝具は定期的に洗濯や天日干しを行い、清潔に保たれています。幼児の受け入れも増えていることから、職員全体会議の中で、看護師がSIDS(乳幼児突然死症候群)の対応について周知されています。 毎日の検温や、低年齢の子どもは入浴支援時などに健康状態や発達・発育状況を確認し、爪切りや耳掃除など、年齢に応じて身だしなみが整えられるよう支援されています。医務室に、常勤の看護師を配置して、服薬管理や健康観察などが行われており、毎日、医師による診察も実施されています。 入浴は、子どもの年齢や状況に応じて、同性の職員が毎日支援し、子どもの入浴中には脱衣室に入らないなど、羞恥心への配慮もされています。 子どもの衣類は、前期・後期で季節やTPOに合わせ、インターネットなども活用して個別に購入されています。子どもが自分の服であることが意識できるように子ども一人ひとりの収納スペースを確保しておられます。 職員が適宜子どもに声を掛け、職員と一緒に居室の片付けを行い、子どもの状況に応じてお手伝いなどを実施し、生活能力が高められるよう支援しておられます。高校生を対象に、一人暮らし体験を実施して退所後の自立した生活に向けた訓練も行われています。

2 日常生活 の中での 支援	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	<p>安全委員会(暴力防止プログラム)を活用し、暴力や暴言で他の子どもの尊厳を侵害しないよう伝えておられます。各家庭は、様々な年齢の縦割りりで構成されており、日常的に異年齢の子どもと交流できる環境となっています。施設で開催する行事のあり方や内容については、子どもの意見を聴き、また、職員への負担も考慮しながら検討されています。定期的に、年齢別に分かれた子ども集会を開き、子どもの意見を聴く機会を設けておられます。子どもからの意見には、適宜会議で対応方法を検討し、結果についての丁寧な説明が行われています。</p> <p>施設での生活や約束事は、言葉だけでなく写真やイラストなども活用してわかりやすい説明となるよう配慮されています。子ども会などの地域行事にも積極的に参加し、社会的なルールを学び実践する機会を持っています。</p> <p>職員は、性に関する書籍やこども家庭センターなどの性教育に関する研修を通じて、子どもの年齢に応じた正しい性の知識を伝えておられます。</p> <p>子どもは、お小遣い帳を活用しながら、職員と一緒に金銭管理を行い、子ども手当は、退園時に必要な物が購入できるよう職員が管理して貯蓄しています。低年齢時期から、毎週おかし購入の買い物に出かけるなど、金銭管理が身に付くよう取り組まれています。</p> <p>退園を控えた子どもを対象に、施設内の宿泊部屋で、1週間程度の一人暮らしを体験し、限られたお金で調理や洗濯などを体験する自立訓練プログラムを実施しています。</p>
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	<p>職員と一緒に学習に取り組んだり、静養室を勉強部屋として使用するなど、子どもの状況に応じた学習環境を整備されています。地域の塾や、週3日、退職した教員が学習ボランティアとして子どもの学習をサポートされています。</p> <p>進路選択については、子ども一人ひとりに情報を提供しながら、職員と一緒に考え、こども家庭センターや保護者と連携し、子どもが自己決定できるよう支援されています。</p> <p>以前は、経済的な理由で進学を断念する子どもも多かったようですが、近年は、しまなみ奨学金などの奨学金も活用し、進学する子どもも増えつつあるようです。</p>
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	<p>施設内には、大小2つの心理療法室を設け、また、施設専任の心理療法士を2人配置し、心理的な支援を必要とする子どもへの心理支援プログラムを実施されています。毎月の会議で子どもの状況を心理療法士と共有し、日常生活でも継続した支援ができるよう取り組まれています。</p> <p>子どもの生い立ちや保護者の状況については、こども家庭センターや関係機関と協議し、慎重に検討して子どもに伝えておられます。子どもに事実を伝えた後は、適宜、子どもと話す時間を設けたり、関係機関に報告をしながら支援しておられます。</p> <p>入所前には、子どもの不安が軽減されるように、必要に応じて施設見学を実施し、職員が入所前の施設や学校などを訪問して子どもの状況なども確認されています。入所後は、子どもの状況に応じて、心理療法士とも連携し、支援されています。</p>
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO.24-25	<p>毎月1回、各家庭の職員が、一人ひとりに暴力に関する聴き取りを行い、結果については校長や大学教授、こども家庭センターの職員、法人の理事などで構成された委員により状況の確認が行われ、支援の在り方が検討されています。子どもに対して虐待を行わないことは、職員行動規範にも明記され、子どもの権利条約の振り返りや虐待に関する研修を通じて、職員に周知徹底されています。</p>
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO.26-27	<p>子どもの暴力や問題行動などが発生した場合には、職員間で連携し、子どもの気持ちを受容しながら聴き取り、その後の対応を検討しておられます。子どもの間で問題が生じないように、子どもが家庭で過ごす時間には必ず職員を配置し、各家庭に応援要請ボタンを設置し、職員が迅速に対応できる環境も整備されています。</p>
	(3)衛生管理 自己評価：NO.28-29	<p>保健衛生や食事関係のマニュアルを策定し、食中毒や感染症の予防方法、発生時の対応手順が明文化され、新年度には新任職員研修を実施して周知されています。洗面所などに手洗いの掲示などを行い、子どもにも周知しておられます。</p> <p>食材には極力国産のものを使用するなど、安全で良質な食事を提供するよう配慮されています。食事は、適温で提供されていますが、部活などで食事時間に遅れる子どもの食事は冷蔵保存や温め直して、安全面に配慮して提供されています。</p>

4 保護者等に対する支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	子どもの様子や状況を確認し、必要に応じてこども家庭センターとも連携しながら、面談や外出など保護者との交流支援を行い、施設と保護者との関わりも持たれています。遠方の保護者には、オンラインでの面会などにも対応されています。
	(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	面会や外泊については、こども家庭センターと連携しながら、子どもや保護者の負担にならないよう配慮しながら関わる機会を設けておられます。面会を通して、保護者に子どもの成長の様子を伝え、施設での支援内容を家庭でも引き継げるよう子育ての不安に寄り添われています。保護者が子どもとの関係を築きにくい場合には、職員が同席した交流なども行われています。 心理的な支援が必要な子どもには、心理療法士が子どもだけではなく、状況に応じて保護者とも関わり、支援されています。児童家庭支援センターと連携し、保護者への心理的な支援も行われています。 こども家庭センターと連携し、強引な引き取りの可能性のある保護者の情報や対応方法については、職員間で共有しておられます。
5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	OJT制度を活用し、施設内の職員全員がスーパービジョンをうけられる体制が整備されています。「ほっとハットミーティング」で職員間でポジティブメッセージを送り合ったり、ランチミーティングなどを開催することで、職員が課題を抱え込まず、組織内で相談し合える関係作りに取り組まれています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	施設内の集会室を地域住民に開放されており、フラダンスや空手教室などで利用されています。直近では、里親支援についての講演会の講師を施設長や職員が務めていました。地域で行われる清掃活動や挨拶運動、学校関係の行事運営の準備や手伝いなどには、積極的に参加し、地域住民と一緒に活動する機会を設けておられます。
6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40	職員は、子どもの生育歴なども確認しながら、子どもの思いや特性に寄り添った支援を行うよう努めておられます。子どもとの日々の関わりの中で、子どもと関わる時間を大切に、職員配置の変動を最小限に抑えて、職員との関係が築けるよう配慮されています。定期的に子どもへの要望や改善点などを聴き取るアンケートを実施する際に、職員との信頼関係の構築状況についても確認しておられます。基本的な日課以外に、子どもからの要望があった場合には、職員間で連携・相談し合いながら柔軟に対応しておられます。 子どもに必要な以上の指示をしないよう、年齢に応じた声掛けや見守りを行い、状況に応じて一緒に取り組んだり、出来た時にはしっかりと褒めて、子どもの主体性を尊重しながら支援しておられます。 子どもの遊びや学習に関するニーズは、普段の関わりや児童集会なども活用して把握し、発達段階に応じた玩具や図書などを揃えておられます。 地域の行事への参加や、買い物にでかける機会を設け、社会的ルールの獲得に繋げておられます。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42	絵本やイラストなども用いて視覚的に理解できるように、自他との境界線やプライベートゾーンなどについての説明が行われています。子どもの持ち物は原則として個人で所有し、各自の収納スペースで管理できるように、片付けや保管の仕方なども伝えながら支援しておられます。 子ども一人ひとりの日々の様子や行事の様子を写真に収め、子どもと一緒にアルバムを整理する機会も持たれています。子どもは希望すればいつでも職員が保管しているアルバムを見ることができ、退所時に手渡されています。
7 家庭復帰・退所の支援	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44	家庭復帰にあたって、復帰後の生活を意識した支援ができるよう検討されています。家庭復帰後も、こども家庭センターなど関係機関と連携して協議し、内容については、記録システムで管理しておられます。 子ども一人ひとりに合わせて自立訓練計画を作成し、退所後の生活に向けたリーディングケアが行われています。 一人暮らしの子どもの家庭訪問なども行い、退園後の生活状況を確認し、就労先などでのトラブルについても適宜対応されています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	B	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	○
----	--------	---	---	---	---

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	C	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	○

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	C	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	○

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	A	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(4)学習・進学・就職					
19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	
(5)その他の支援					
21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	B	B	
3. 安心な生活					
(1)虐待の防止					
24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
(2)問題行動への対応					
26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	
(3)衛生管理					
28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	
4. 保護者等に対する支援					
(1)保護者への支援					
30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等					
31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	B	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	C	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	---	---	---	--

(2) 地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2) 自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	A	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1) 継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	